

「東京外かく環状道路とまちづくりに関する連絡会」の
規約の改正について（案）

平成 14 年度の関係区市、国土交通省ならびに東京都の組織改正に伴い、上記連絡会の規約第 3 条（構成）第 1 項に定める別表 1、及び第 5 条（幹事会）第 2 項に定める別表 2 の委員名簿を一部変更する。

同様に、第 6 条（庶務）を変更する。

なお、変更箇所は、アンダーラインで示した箇所である。

東京外かく環状道路とまちづくりに関する連絡会規約

(目的)

第1条 東京都は、東京外かく環状道路の整備並びにこれに関するまちづくりについて、計画の具体化に向け、検討を行うため、関係区市及び国の意見を聞く場として、「東京外かく環状道路とまちづくりに関する連絡会」(以下「連絡会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について東京都の検討に資するための意見交換を行う。

- 一 東京外かく環状道路の整備並びにこれに関するまちづくりについて
- 二 その他、必要な関連事項

(構成)

第3条 連絡会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの間とする。
- 3 連絡会に座長を置き、東京都都市計画局技監の職にある者を充てる。

(連絡会の運営)

第4条 連絡会は、座長が招集する。

- 2 座長は、連絡会を代表し、会務を主宰する。
- 3 座長が職務を遂行できない場合にあっては、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要と認める時は、別表1に掲げる職にある者以外の者を連絡会の構成員に加えることができる。
- 5 座長は、必要と認める時は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 連絡会の検討等を補佐し、円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、東京都都市計画局外かく環状道路担当部長の職にある者を充てる。
- 4 前条の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第6条 連絡会及び幹事会の庶務は、東京都都市計画局都市基盤部街路計画課において処理する。

(補則)

第7条 この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、座長が連絡会に諮って定める。

附 則 この規約は平成10年3月25日から施行する。

改 正	〃	平成12年8月29日	〃
	〃	平成13年2月6日	〃
	〃	平成13年4月12日	〃
	〃	平成14年 月 日	〃

東京外かく環状道路とまちづくりに関する連絡会及び幹事会委員名簿

	別表1（連絡会）	別表2（幹事会）
<p>関係区市 世田谷区</p> <p>杉並区</p> <p>練馬区</p> <p>武蔵野市</p> <p>三鷹市</p> <p>調布市</p> <p>狛江市</p>	<p>助 役</p> <p>助 役</p> <p>助 役</p> <p>助 役</p> <p>助 役</p> <p>助 役</p> <p>助 役</p>	<p>建設住宅部長 土木調整課長</p> <p>都市整備部長 都市計画課長</p> <p>都市整備部長 交通企画担当課長</p> <p>都市整備部長 <u>まちづくり推進課長</u></p> <p>都市整備部長 都市計画課長</p> <p>都市整備部長 <u>街づくり推進課市街地整備担当課長</u></p> <p>都市建設部長 計画課長</p>
<p>国土交通省 関東地方整備局</p>	<p>道路部長</p> <p><u>東京外かく環状道路調査事務所長</u></p>	<p>道路企画官</p> <p>計画調整課長</p> <p>企画部広域計画課長</p> <p>建政部都市整備課長</p> <p><u>東京外かく環状道路調査事務所長</u></p> <p><u>調査課長</u></p> <p><u>計画課長</u></p>
<p>東京都 都市計画局</p> <p>建設局</p>	<p>技 監</p> <p><u>マスタープラン担当部長</u></p> <p>都市基盤部長</p> <p>外かく環状道路担当部長</p> <p><u>都市防災部長</u></p> <p>道路建設部長</p>	<p>外かく環状道路担当部長</p> <p><u>都市づくり政策部土地利用計画課長</u></p> <p><u>街路計画課長</u></p> <p><u>外かく環状道路担当課長</u></p> <p><u>公園緑地計画担当課長</u></p> <p><u>再開発課長</u></p> <p><u>区画整理課長</u></p> <p>計画課長</p> <p>特定路線事業化担当課長</p>

座 長

幹事長